

玉名市運転免許証自主返納支援事業

玉名市では、「玉名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱」により、運転免許証を自主返納された方に対して支援します。



☆ 支援制度の概要 ☆



- | | |
|----------|--|
| 1 対象者 | 自主返納時に本市の区域内に住所を有する方で、
取消日から1年以内の取消通知書をお持ちの方 |
| 2 支援内容 | 1人1回限り(①～④のいずれか)
①3,000円分(保証料500円を含む)のバスICカード
②200円分の乗合タクシー回数券15枚
③300円分の乗合タクシー回数券10枚
④500円分のタクシー回数券6枚

※乗合タクシー回数券は、しおかぜ・いちご・いだてん・おれんじタクシー
でご利用できます。
※タクシー回数券の利用は、(有)高瀬合同タクシー・玉名タクシー(有)・
(有)岱洋タクシー・(有)アトムタクシー会社のみ
②～④の使用期限は、交付決定日から1年間 |
| 3 申請者 | 本人[※代理申請可(公的身分証明書持参)]
※免許返納(取消日)から1年以内の申請 |
| 4 必要なもの | 運転免許の「 <u>取消通知書</u> 」、「 <u>印鑑</u> 」をご持参ください |
| 5 申込み先 | 玉名市役所 防災安全課(3階) |
| 6 その他の条件 | ①免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92
条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内
にあるものをいう。
②自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定に
より全ての免許の取消しを申請し、免許証を返納する
ことをいう。 |

お問い合わせ:玉名市役所 防災安全課(3階) TEL:0968-75-1130(直通)